

長崎県土木部長

県内業者、県内産建設資材の活用についての 特記仕様書の一部改正について

平成 1 6 年 1 月 2 2 日付け 1 5 技第 2 8 4 号で通知しました標記の件について、特記仕様書を下記のとおり一部改正いたします。

記

改正内容

改正前 第

条 下請負人を使用する場合について

- 1 . 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「発注機関の管内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めなければならない。

なお、「特殊機械や特殊な技術を要する工事」である場合については、「県内に主たる営業所」と読み替えることができるものとする。

改正後 第

条 下請負人を使用する場合について

- 1 . 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めなければならない。

適用年月日

平成 1 6 年 6 年 1 月以降に執行通知又は公告を行う工事から対象とする。

第 章 そ の 他

第 条 本工事で使用する資材について

- 1．請負者は本工事に使用する工事材料は**長崎県産品**とするよう努めなければならない。
- 2．請負者は、請負金額が500万円以上になる時は、本工事に使用する工事材料を所定の様式にて工事着手前までに監督職員へ提出しなければならない。
- 3．請負者は、使用材料の変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員へ所定の様式にて提出しなければならない。
- 4．請負者は、最終請負金額が500万円以上になる場合は、本工事に使用した工事材料を工事完成後、所定の様式及び電子ファイルにて監督職員に提出しなければならない。
様式の提出については、長崎県産品の使用を強制するものではありません。

長崎県産品とは

- 1) 県産品資材（土木・建築資材）の優先使用に関する要領の第2条（県産品の定義）に記載されているもの。
第2条（県産品の定義）
 - 一．県内の工場で製造された資材・製品。
 - 二．長崎県及び長崎県内の市町村、産業支援団体等の公的機関の補助を受けて開発された資材・製品。
 - 三．県内企業が開発し、県外の工場で製造されたものも県内製品として取り扱うものとする。
 - 四．その他、県産品審査委員会で認定されたもの。

注）二次製品について

- ・材料が県外製品であっても、県内の工場等で製造・加工したものの（二次製品）であれば、**県内製品として取り扱うこととする。**

第 条 下請負人を使用する場合について

- 1．請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めなければならない。
- 2．請負者は、請負金額が500万円以上になる時は、本工事に使用する下請負人を所定の様式にて工事着手前までに監督職員へ提出しなければならない。
- 3．請負者は、下請負人の変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員へ所定の様式にて提出しなければならない。
- 4．請負者は、最終請負金額が500万円以上になる場合は、本工事に使用した下請負人を工事完成後、所定の様式及び電子ファイルにて監督職員に提出しなければならない。
様式の提出については、県内下請負人の使用を強制するものではありません。